

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ
の設置について

平成31年4月
経済産業省資源エネルギー庁

第5次エネルギー基本計画に掲げられた「再生可能エネルギーの主力電源化」に向けて、発電コストの低減、系統制約の克服、適切な調整力の確保とともに、長期安定的な事業運営を確保していくことが必要である。その一環として、発電事業終了後に適切な設備廃棄が行われる事業環境を整備することは不可欠である。

特に、太陽光発電事業は、参入障壁が低く様々な事業者が取り組むだけでなく、事業主体の変更が行われやすい状況にある。こうした中で、太陽光パネルには有害物質（鉛、セレン等）が含まれていることもあり、発電事業の終了後、太陽光発電設備が、放置・不法投棄されるのではないかといった懸念がある。

こうした懸念に対応するため、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」において、発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保するための施策について検討を進め、廃棄等費用については原則として外部積立を求めることを基本とし、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立を認めることも検討するという方向性を取りまとめるとともに、今後、専門的視点からの検討の場を設け、具体的な制度設計について検討することをアクションプランとして位置付けたところ。

このため、上記アクションプランで示された方向性の下で、FIT制度の中における資金確保支援策として太陽光発電という個別の実態を踏まえた専門的視点により、具体的な制度設計を行うため、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会」の下に設置される「新エネルギー小委員会」の下部機関として「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」を設置することとする。